

登記基準点等測量成果の管理及び使用規程

(目的)

第1条 この規程は、愛媛県土地家屋調査士会会員（以下「会員」という。）が都市再生街区基本調査地域内において、街区基準点測量及び街区点の測量で、基礎とした点並びに設置した街区基準点又は補助点の成果（以下「街区基準点等」という。）を使用して得た、必要な精度を確保した測量成果（以下「登記基準点等測量成果」という。）を管理し、将来、会員が後続作業する際、この登記基準点等測量成果を共有することにより測量の重複を防ぎ、また、不動産表示登記制度の基盤となる地図整備に寄与することを目的とする。

(成果等の管理)

第2条 前条の街区基準点等を使用して得た登記基準点等測量成果は愛媛県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）が別に定めた「街区基準点測量実施マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に準拠して得られたものとし、必要な精度に関してはマニュアルの基準によるものとする。

- 2 本会は、会員の中から選出した者に、前項によって提出された登記基準点等測量成果の確認及び集積並びに維持管理を委嘱することができる。
- 3 前項の委嘱を受けた会員（以下「管理者」という。）は、登記基準点等測量成果を管理するため、本会が選定した情報管理システムを使用しなければならない。

(管理者の委嘱及び任期)

第3条 管理者の委嘱は、理事会の承認を得なければならない。

- 2 本会は、前項の管理者を複数名委嘱することができる。
- 3 管理者の任期は、本会役員の任期と同一とする。
- 4 任期途中で交代または追加された管理者の任期も、前項と同一とする。

(会員への登記基準点等測量成果の提供と使用報告)

第4条 会員が、街区基準点等を使用した測量を実施するにあたり、第2条により管理された登記基準点等測量成果の提供を受けようとするときは「登記基準点等測量成果使用届出書」（様式1）を本会に提出しなければならない。

- 2 会員は、前項で提供を受けた登記基準点等測量成果を使用して測量を完了したときは、すみやかに「登記基準点等測量成果使用報告書」（様式2）を、本会に提出しなければならない。

(公開)

第5条 本会は、登記基準点等測量成果の内、その位置情報のみを、本会が管理するホームページ上において公開することができる。

(研修の実施)

第6条 本会は、第1条の目的及びマニュアルを周知・徹底する為、登記基準点等測量基礎研修を計画し実施しなければならない。

2 研修の実施は、登記基準点等測量基礎研修実施要領による。

(その他)

第7条 本会は、この規程に定めのない事項が生じた場合は、管理者と協議の上、適宜対応する。

(規模の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を得なければならない。

附 則

(施行規則)

この規程は、平成21年3月7日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成22年4月24日から施行する。